

事業者排出量削減報告書

(あて先) 京都府知事 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区吉祥院南落合町12番地	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名） 大同マテリアル株式会社 代表取締役 有瀬 宗重 電話
---	---

京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	染色整理業						
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））						
計画期間	平成 18 年 4 月 ～ 平成 20 年 3 月						
基本方針	生産効率を改善して、エネルギー消費量を削減、産業廃棄物の焼却をマテリアリサイクルに変更することにより、3パーセントのCO ₂ 排出量の削減を目指す。 【(19) 親会社（東洋紡）の環境アセスメント指導に基づき、環境メニューの充実】						
推進体制	生産部長を長とする、省エネルギー・環境委員会を中心として、実施計画の策定及び月毎の進捗管理の実施。 【(19) 月2回の環境・省エネ会議を開催、省エネ案件の抽出、実施による省エネ活動の実施】						
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容				
	19	工場製造部門	劣化配管等による改修の改修を行うことで1%のエネルギー削減を行う。【(19) 工場内蒸気ボイラー・配管改修(90%完了)】				
	19	工場製造部門	搬送体制及び機台の見直しを行い2%の省エネを行う。【(19) 省エネ案件の実施】				
	19	工場製造部門	産業廃棄物の焼却を廃止する。【(19) 不良品・組立くずの焼却処分を廃止→RF化(141t)】				
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （平成16）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （平成19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）	報告年度（実績） （平成19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （実績） （%）	
	A 事業所等排出区分	15,867 t	15,115 t	-4.7 %	13,061 t	-17.7 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	t	%	
	排出合計	15,867 t	15,115 t	-4.7 %	13,061 t	-17.7 %	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			報告年度（実績）		
		取組量等（二酸化炭素換算（t））			取組量等（二酸化炭素換算（t））		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	/	(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t		(利用量) m ³	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量) kwh	(削減量) t		(発電量) kwh	(削減量) t	
		(熱供給量) GJ	(削減量) t		(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t		(購入量) kwh	(削減量) t	
	削減量等合計		t			t	
	差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度（実績） 15,867 t	目標年度（計画） 15,115 t		削減率（計画） -4.7 %	報告年度（実績） 13,061 t	削減率（実績） -17.7 %

特記事項 1 基準年度（平成16年度）に対して報告年度（平成19年度）は、生産数量が19.3%減少している。
2 それに対し加工内容は高感度・シフト素材等により、従来の加工に比べ2工程以上の負荷増により、エネルギー原単位の増加が省エネ活動による減少分以上に存在する。

連絡先	
-----	--

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。
 (例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の実用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。